

## 警報等についての対策要領

京都府立京都障害者高等技術専門校

京都府立城陽障害者高等技術専門校

### (目的)

第1条 この要領は、警報等が発令された場合において、訓練生の生命の安全を第一義として、本校が執るべき休校（家庭学習）及び登下校について定める。

### (把握及び周知)

第2条 警報等の発令については、速やかに把握するとともに周知に努めなければならない。

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等の情報により把握する。
- 2 訓練生在校中に上記の情報を把握したときは、速やかに職員及び訓練生に周知する。

### (対応)

第3条 警報等の発令を把握した場合は、京都障害者高等技術専門校にあつては別表第1により、城陽高等技術専門校にあつては別表第2により対応するものとする。ただし、交通ストライキ、その他対応が必要なものについては、その都度協議し、校長が判断するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月7日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

京都障害者高等技術専門校に係る警報発令時の対応について

	警報等	在校中の場合	在宅中の場合
全訓練生対象	○対象警報： 特別警報 暴風警報 暴風雪警報  ○発令地域：京都市	○訓練生は速やかに下校させる。ただし、暴風雨通過中等下校が危険と予想される場合は、待機させることがある。	① 午前7時までに解除された場合は、訓練を実施する。 ② 午前7時を越えても解除されない場合は、家庭学習とする。 ③ 午前7時を越え、午前10時までに解除された場合は、午後1時から訓練を実施する。
発令地域居住訓練生対象	○対象警報： 特別警報 暴風警報 暴風雪警報  ○発令地域： 居住地市長村	○校としては訓練を実施する。  ○発令地域居住の訓練生は速やかに下校させる。ただし、暴風雨通過中等下校が危険と予想される場合は、待機させることがある。	○校としては訓練を実施する。  ○発令地域居住の訓練生は次により対応する。 ① 午前7時までに解除された場合は、訓練を受講させる。 ② 午前7時を越えても解除されない場合は家庭学習とする。 ③ 午前7時を越え、午前10時までに解除された場合は、午後1時から訓練を受講させる。
全訓練生対象	○対象警報等：光化学スモッグ警報等 ○発令地域：京都市		
	光化学スモッグ 緊急警報・警報	屋外訓練を屋内訓練に変更する。	
	光化学スモッグ 注意報	状況により屋内訓練に変更する。	

別表第2

城陽障害者高等技術専門校に係る警報発令時の対応について

	警 報 等	在校中（帰宅日）の場合	在宅中（登校日）の場合
全 訓 練 生 対 象	○対象警報 特 別 警 報 暴 風 警 報 暴風雪 警 報  ○発令地域：城陽市	○訓練生は速やかに下校させる。ただし、暴風雨通過中等下校が危険と予想される場合は、待機させることがある。	① 午前6時現在警報が発令中の場合は、訓練生は自宅待機とする。 ② 正午までに解除された場合は、解除後速やかに登校し、訓練を受講させる。 ③ 正午をすぎても解除されない場合は、休校とし、家庭学習とする。
当 該 地 域 居 住 訓 練 生 対 象	○対象警報 特 別 警 報 暴 風 警 報 暴風雪 警 報  ○発令地域：居住地市長村	○校としては訓練を実施する。  ○発令地域居住の訓練生は速やかに下校させる。ただし、暴風雨通過中等下校が危険と予想される場合は、待機させることがある。	○校としては訓練を実施する。 ① 午前6時現在警報が発令中の場合は、当該地域居住地の訓練生は自宅待機とする。 ② 正午までに解除された場合は、速やかに登校し、訓練を受講させる。 ③ 正午を過ぎても解除されない場合は、休校とし、家庭学習とする。
全 訓 練 生 対 象	○対象警報等：光化学スモッグ警報等 ○発令地域：京都市（宇治市、城陽市、久御山町）		
	光化学スモッグ 緊急警報・警報	屋外訓練を屋内訓練に変更する。	
	光化学スモッグ 注意報	状況により屋内訓練に変更する。	